

2002年度特別講義要旨

【特別講義要旨 (1) '02.6.5】

地方分権と財政・税制

神野直彦

(東京大学大学院教授)

国および地方の財政関係は、国—地方といったレベルの違いから見た垂直的な財政関係と国は通さない形での地方—地方といった水平的な財政関係からアプローチすることが可能である。財政調整制度は、1920年にワイマール共和国で誕生したが、ポヴィッツによれば、垂直的財政調整と水平的財政調整に分類できる。わが国の財政調整制度は、垂直的財政調整が前提となっている。垂直的財政調整では、行政任務をどう配分するのか、配分された行政任務を実行可能にするためにいかに課税権を配分するのが問題となる。

わが国において、1995年に地方分権推進法が成立し、地方分権推進委員会が地方分権を具体的に進めるために議論を行い、解散する2001年7月までに5回にわたる勧告を行ってきた。わが国においては、行政任務の決定権と執行の非対応および行政任務と課税権の非対応が存在するために、これまでの国—地方の関係は中央集権的なものであった。中央集権から地方分権へ移行する際、地方に多くの行政任務を割り当てることになる。行政任務の決定権と執行の非対応は、機関委任事務を廃止することで解決をはかった。しかし、課税権の配分の問題については、課題を残すこととなった。

地方分権が目指すものは、自己決定権の拡大である。そのためには、地方税の拡充が必要であり、基幹税 (key tax) をどのように決定するのかを考えることが重要になる。日本よりも対GDP比で地方の租税収入が多い、アメリカとスウェーデンの負担構造を見てみると、アメリカは所得課税が国、消費課税が地方となっており、純粋公共財の供給を行いさえすればよいとする小さな政府を指向し、負担構造は累進的で、所得を多く得た者に負担が偏ることになる。全く反対の構造をスウェーデンはもっているが、負担構造が逆進的になり、大きな政府になるものの、国民全体で負担を行おうということが見て取れる。

わが国における歳出と税制に関する議論をみると、歳出に関してはアメリカ型をよしとし、税制はヨーロッパ型をよしとする議論が主であるが、これは実行不可能である。地方分権推進委員会では、個人住民税と地方消費税を基幹税として国から地方への税源の委譲を勧告した。個人住民税の充実する形でのアイディアは、スウェーデンの地方税と国税の組み合わせをモデルとして

いる。

地方分権は、過去およびヨーロッパの経験から学ぶことが多い。どのような社会を目指すのかを考える場合、連帯の発想が重要であり、スウェーデン型の分権の考え方が望ましいモデルとなるであろう。

(文責：柳下正和)

【特別講義要旨（2）'02.11.6】

最近の税制改革の方向

水野忠恒

（一橋大学法学部）

近年、わが国の企業をとりまく環境は大きく変わりつつある。企業は柔軟な組織再編成を通じてこの変化に対応することが課題となっている。このような変化に対応することを可能にするために、独占禁止法における持株会社の解禁、連結を主体とする会計への移行、会社分割や株式交換に関する商法の改正等の法整備が行われた。税制もこれに対応する形で見直しが行われ、平成13年度の税制改正では企業組織再編税制が、平成14年度税制改正では連結納税制度が導入されることになった。

企業の組織再編成の際に、資産の移転が行われる場合、その取引の実態に即した課税が行われることが望ましい。持株会社を設立する形で組織再編成が行われる場合、再編成が行われる前の企業の株を持つ株主は、元の株式を新しく設立された会社の株式と交換するという取引が行われる。原則として、資産の移転が行われた場合、資産の譲渡益に課税が行われる。上述の取引においても、原則に従えば、株式の含み益（キャピタルゲイン）が実現したものとみなし、課税が行われる。ところが、この含み益に課税が行われると、株主にとっては実際に利益を得ていないのに課税が行われ、取引に対する阻害効果が生じることになる。この阻害効果を生じさせないために、組織再編成により資産が移転する前後で経済実態に実質的な変更がないと考えられる場合には課税関係を継続させるが、移転資産に対する支配が再編成後も継続していると認められるものについては、移転資産の譲渡損益の計上が繰り延べられる。株式の交換の場合、取得原価での計上により譲渡損益の繰り延べが行われるのである（非課税ではない）。

わが国の改正前の商法には、合併の規定のみで、分割の規定がなかった。商法改正後、分割の規定が加えられたが、商法上の分割は、新設型と吸収型の2つの類型のみを想定している。法人税法ではこれらに加えて、分割型と分社型の4つの類型を想定しており、実際には分社型が最も多く行われるものと思われる。

持株会社による企業組織の再編成が行われた場合、それをひとつの企業グループとみて課税を行うのが連結納税制度である。その制度は思われているような大企業優遇ではない。

（文責：柳下正和）